

認可地縁団体 (町会・自治会 法人化) の手引き

(令和7年12月改訂)

【問い合わせ先】

船橋市 市民生活部 自治振興課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号(4階)

TEL 047(436)2022、2294

FAX 047(436)2167

目 次

第1章 地縁による団体の法人化とは	・・・ 1
1 「地縁による団体」とは	
2 法人化はなぜ必要か	
3 認可を受けるための要件	
第2章 町会・自治会内での進め方	・・・ 3
1 認可までの流れ	
2 法人化のための規約づくり	
3 法人化のための名簿づくり	
第3章 法人化の申請手続き	・・・ 6
第4章 法人化後の町会運営	・・・ 7
1 認可地縁団体の義務	
2 総会の開催	
3 規約の変更	
4 代表者の変更	
5 その他告示事項の変更（事務所所在地等）	
6 印鑑登録	
7 証明書の発行	
8 税金関係	
9 登記について	
第5章 よくある質問	・・・ 12

第1章 地縁による団体の法人化とは

1 「地縁による団体」とは

地方自治法第260条の2第1項において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

したがって、町会・自治会は「地縁による団体」と考えられます。

2 法人化はなぜ必要か

平成3年まで、町会・自治会は、法的には通常「権利能力なき社団」と位置付けられ、町会・自治会名義では不動産登記ができませんでした。

町会・自治会が集会施設などの不動産を取得した場合には、会長の個人名義や役員の共有名義で不動産登記をすることになり、名義人の交代や死亡があったときには、登記名義の変更や遺産相続問題等が発生するなどの不都合が生じていました。

このような不都合を解消するために、平成3年に地方自治法（260条の2）が改正され、町会・自治会が、一定の手続きの下に法人格を取得できることになりました、不動産登記も町会・自治会名義で行うことが可能になりました。

また、令和3年には地方自治法が一部改正され、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得できるようになりました。

<メリット>

- ◎町会・自治会の名義で不動産等の登記ができる
- ◎継続した活動基盤を確立できる
- ◎法律上の責任の所在が明確化する
- ◎対外的な信用を獲得できる

<デメリット>

- ▲認可に際し規約変更が必要
- ▲会員が個人単位になる
- ▲会員名簿の作成が必要
- ▲事務処理等が煩雑になる
- ▲重要事項は個人単位での表決となる（規約変更等）

3 認可を受けるための要件

町会・自治会が法人化するためには市長の認可が必要となります。

認可を受けるための要件は次のとおりとなります。

① 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

法人化する団体が、文化や福祉等の特定の活動を目的とするものでなく、広く地域的な共同活動を目的としなければなりません。

現にその活動を行っているとは、町会・自治会として数年にわたり活動がされていることを意味します。

② 区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められており、この区域が相当の期間にわたって存続していること。

客観的に明らかとは、町、字、地番、住居表示、道路、河川等で容易に区域・範囲が分かる状態であることを意味します。

区域が不明確であると構成員の範囲も不明確となり、トラブルの原因となる恐れがありますので、区域が不安定な状態にある団体に対し認可を行うことは認められません。

③ 住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。

すべての個人とは、年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべてということです。これに反する加入資格等を定めることは認められません。

また、相当数とは区域の住民の過半数を意味し、相当数の判断は、認可申請に際し提出される構成員名簿で確認しています。

$$\frac{\text{構成員名簿の人数}}{\text{区域に住んでいる全人口}} > 50\%$$

④ 所定の要件を満たした規約を定めていること。

法人化するためには、規約を定めて団体の名称や目的、組織の運営方法等を明確にすることが必要です。

詳細は、「法人化のための規約づくり」(p4) をご参照ください。

第2章 町会・自治会内での進め方

1 認可までの流れ

①町会・自治会内での意思確認

- ・保有（予定）資産の有無について確認

※保有（予定）資産がある場合は、地縁団体名義への所有権移転が可能であるかあわせて確認する

- ・認可要件の確認（目的・区域・構成員・規約等）

- ・法人化に向けた問題点の整理・協議検討（法人化委員会を組織）

※法人化委員会について

法人化には、最短でも半年、長ければ数年かかることもあります。法人化作業を進める中で会員から説明を求められる機会が予想されます。役員が交代するたびに、法人化について共通理解を図るのでは効率が良いとは言えません。町会内で、円滑に法人化を進めるためには、最後まで責任をもって事務に当たることができる法人化委員会等を組織することができると思われます。

また、町会会館建設に合わせて法人化を進める場合は、町会会館建設委員会が兼務するケースも見受けられます。

②事前準備（p4,5 参照）

- ・区域の確認、規約の作成
- ・構成員（個人）名簿の作成
- ・代表者の選任準備
- ・総会の開催準備

【自治振興課へ相談】

手続きの流れ、必要書類などの確認、規約案などの事前確認
※特に規約の作成にあたっては、市と十分に協議をしながら進めてください。

③総会の開催（現行規約に基づく）

- ・法人認可申請の意思決定
- ・規約の改正、構成員の確定、代表者の決定、資産の確定等についての議決

④認可申請書類の作成 ⇒作成後、自治振興課へ提出

⑤法人格の取得

自治振興課で書類の審査後、認可通知・告示通知を送付いたします

⑥不動産等の登記手続き

2 法人化のための規約づくり

町会を法人化するにあたって、地方自治法第260条の2から40に沿った内容で、次の8つの事項が含まれる規約を定める必要があります。

① 目的

特定活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要がありましたが、団体の権利能力の範囲を明確にするため、具体的に定めることが望まれます。

② 名称

名称については特に制限はありません。ただし、他の法令に抵触する名称（財団法人や社会福祉法人など）は避けなければなりません。また、市内で重複する名称はなるべく避けてください。

③ 区域

活動の基盤となる区域を定めます。地番または住居表示による表示を基本とします。

④ 事務所の所在地

主たる事務所を1か所定めます。代表者宅又は集会所に置くことが一般的です。住居表示や地番の他「代表者宅に置く」という定め方も可能です。

⑤ 構成員の資格に関する事項

「区域に住所を有する個人」のほかに、年齢や性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人を表決権のない賛助会員として参加できるとすることは可能です。

⑥ 代表者に関する事項

代表者の選任方法、任期、職務などを定めます。

⑦ 会議に関する事項

通常総会・臨時総会の開催及び招集方法、決議事項などを定めます。

⑧ 資産に関する事項

資産の構成、管理、処分の方法等を定めます。

規約の作成にあたっては、市担当職員と協議しながら進めてください。

なお、規約は地方自治法に基づく認可要件に大きく関わることから、市との協議には時間を要することとなりますので十分ご留意ください。

法人化後、規約を変更する場合には市の認可が必要となります。そのため、町会費等、頻繁に変更が予測される事項については「細則」の中で定めることをお勧めします。（細則の規定、変更については市の認可は必要ありません。）

3 法人化のための名簿づくり

認可申請時には、構成員名簿の提出が必要となります。

名簿は、氏名・住所が記載されていれば、様式については特に定められていません。

構成員名簿によって、認可要件の1つである「現に区域に住所を有する個人のうち相当数（区域住民の過半数）が構成員となっているか」を判断することとなります。

第3章 法人化の申請手続き

総会で承認を得た後、地縁団体の代表者（町会・自治会長）が、市役所自治振興課の窓口へ以下の書類を提出し、認可申請を行います。

【申請書類】

①認可申請書

②規約

③認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの

④構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所の記載があるもの

⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

前年度事業報告書及び決算書、現年度事業計画書及び予算書など、団体の具体的活動内容が分かるもの（総会資料等）

⑥申請者が代表者であることを証する書類

地縁による団体の代表者の承諾書

市は、申請を受け付けてから内容を審査し、認可要件に該当していると認めるとときは団体を認可し、その旨を告示します。この告示をもって、第三者に対し法人格を得たことを対抗できることとなります。

申請を受け付けてから認可されるまでの期間は概ね2～3週間程度で、認可の通知は代表者（会長）あてに文書で通知します。

第4章 法人化後の町会運営

1 認可地縁団体の義務

①総会の開催と議決（地方自治法第260条の13）

少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければなりません。

②財産目録の作成と備え置き（地方自治法第260条の4第1項）

認可を受けるとき及び毎年度財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置かなければなりません。

③構成員名簿の作成と備え置き（地方自治法第260条の4第2項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。

④告示事項の変更届出（地方自治法第260条の2第11項、第260条の5）

告示された事項に変更があったときは、告示事項の変更を届け出なければなりません。

⑤規約の変更認可申請（地方自治法第260条の3）

規約の変更は、総会議決後、市長の認可を受けなければその効力を生じません。（総会議決後に規約変更認可の申請をしてください。）

2 総会の開催

法人化後、町会運営で大きく変わるのは総会を開催する際の定足数と表決権です。

通常、表決権（権利）は町会費の納入（義務）に対して与えられるものと考えられます。そのため、総会議事の通常事項に関しては、表決権も定足数も世帯単位とする旨の規定（規約例 第21条2項）をけば、従来どおり世帯単位で行うことができるものと考えられます。

しかし、重要事項（財産の処分・規約の変更・会の解散等）については、表決権・定足数とともに、個人を単位とします。

3 規約の変更

規約を変更する場合には、事前に市と協議を行った後、各町会・自治会の総会で「規約変更の決議」が必要となります。この場合の決議は個人単位で行うことになります。

【申請書類】

- ①規約変更認可申請書
 - ②変更前・後の規約（全文）
 - ③規約の新旧対照表
 - ④規約を変更する理由が記された書類（議事録等に記載があれば省略可）
 - ⑤変更の承認を受けた総会の議事録（写し可）
- ※議事録は、議長や議事録署名人の署名や記名押印が必要です。
(選出・人数・署名や記名押印の方法は各町会・自治会の規約をご確認下さい。)

※変更内容が名称・目的・区域等の場合は告示事項変更届出書も必要です。

4 代表者の変更

法人化後、町会の代表者が変更になった場合には告示事項の変更の届出をする必要があります。この届出がされない限り代表者の告示事項は変更になりませんので、ご注意ください。

【届出書類】

- ①告示事項変更届出書
- ②地縁による団体の代表者の承諾書
- ③変更の承認を受けた総会の議事録（写し可）

5 その他告示事項の変更（事務所の所在地等）

事務所や区域等の告示事項が変更になった場合も、届出が必要になります。なお、会員名簿の変更は、市に届出の必要はありません。

【届出書類】

- ①告示事項変更届出書
- ②「3.規約の変更」に記載の申請書類

6 印鑑登録

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度です。

不動産の登記などで法令に基づいて証明書の提出を義務付けられている場合もありますので、必要に応じて印鑑登録および証明書の交付申請を行ってください。※登録できるのは、1団体につき1個の印鑑です。

【登録手続きができる方】

- ①認可地縁団体の代表者（あらかじめ代理人を定め、告示している場合は、委任している旨を証する書面があれば代理人も手続き可）
- ②裁判所の選任する職務代行者
- ③地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
- ④地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- ⑤地方自治法第260条の24または第260条の25に規定する清算人

【手続きを行う場所】

市役所本庁舎（4階）自治振興課 窓口

【登録時に必要なもの】

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書
- ②登録する認可地縁団体の印鑑
- ③登録手続きを行う方（代表者等）の実印（市に印鑑登録している印鑑）
- ④③の印鑑の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑤登録手続きを行う方（代表者等）の本人確認ができるもの
(免許証、許可書、身分証明書等で本人の写真を貼付したもの等)

※次のような印鑑は、登録印として受け付けられませんのでご注意ください。

- ①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ②印影の大きさが、8mm四方の正方形に収まるもの
- ③印影の大きさが、30mm四方の正方形に収まらないもの
- ④印影が不鮮明、または文字の判読が困難なもの
- ⑤その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

※登録した印鑑を廃止し、新たに別の印鑑を登録する場合は、上記の〈登録時に必要なもの〉に加え、「印鑑登録廃止申請書」と「廃止する団体印」が必要です。

7 証明書の発行

① 認可地縁団体証明書について

土地や建物を町会・自治会名義で登記する場合など、認可地縁団体の証明書が必要になります。この証明書は、認可を行った市が作成する「認可地縁団体台帳の写し」です。

【証明書発行手続き】

〈請求できる方〉	どなたでも可能です
〈手続きを行う場所〉	郵送 または 市役所本庁舎（4階）自治振興課 窓口
〈発行手数料〉	無料
〈必要書類〉	認可地縁団体証明書交付請求書
〈交付方法〉	郵送または窓口交付
〈交付までの期間〉	1週間程度 ※窓口交付の場合も、即日発行はできません

②印鑑登録証明書について

事前に印鑑登録している場合のみ発行できます。

【証明書発行手続き】

〈申請できる方〉	認可地縁団体印鑑の登録を受けている方（代表者等）
〈手続きを行う場所〉	市役所本庁舎（4階）自治振興課 窓口
〈発行手数料〉	無料
〈必要なもの〉	①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 ②登録している認可地縁団体の印鑑 ③申請を行う方（代表者等）の認印 ④申請を行う方の本人確認ができるもの (免許証、許可書、身分証明書等で本人の写真を 貼付したもの等)
〈交付方法〉	郵送（簡易書留）または窓口交付
〈交付までの期間〉	1週間程度 ※窓口交付の場合も、即日発行はできません

8 税金関係

従来と変わりなく、収益事業を行わなければ法人税は課税されません。
また固定資産税等についても、減免措置があります。詳細については、下記
へお問い合わせください。

	税の種類	お問い合わせ先
市税	固定資産税	船橋市役所 資産税課 TEL:047-436-2222
	法人市民税	船橋市役所 市民税課 TEL:047-436-2203
県税	法人県民税	船橋県税事務所 TEL:047-433-1275
	法人事業税	
	不動産取得税	
国税	法人税	船橋税務署 電話相談：0570-00-5901（ナビダイヤル） TEL:047-422-6511
	登録免許税	
	相続税・贈与税	

9 登記について

法人格の取得により、これまで町会・自治会が保有しながら個人・共有名義となっていた不動産を町会・自治会名義に移転登記をすることができます。不動産登記についての詳しい手続きについては、法務局へお問い合わせください。

千葉地方法務局船橋支局	TEL:047-431-3681
-------------	------------------

第5章 よくある質問

① 法人格を取得すると市の管理下におかれるのでしょうか？

市は認可にあたって、町会・自治会が権利義務の主体となるための必要な要件を満たしているかを確認するもので、指揮監督下におくものではありません。

② 未成年者も必ず加入しなくてはいけないのでしょうか？

加入はあくまでも本人（法定代理人＝親権者）の意思です。ただし、その区域に住所を有するすべての人のうち、過半数が構成員となっていることが認可の要件となりますので注意が必要です。

③ 未成年者の意思はどのように確認するのでしょうか？

未成年者の表決権の行使については、民法第5条に従って法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

④ 会員は個人とあるが会費はどうするのでしょうか？

従来どおり世帯単位で徴収するのが、一般的であると考えられます。

⑤ なぜ構成員に法人を含むことはできないのでしょうか？

地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられるためです。

構成員になることはできませんが、団体に対し様々な支援を行う関係から「表決権を持たない賛助会員」として位置付け、地域の活動に参加することは可能であると考えられます。

⑥ 会員名簿の内容に変更があった場合、市に届け出るのでしょうか？

市へ名簿を提出するのは認可申請時のみです。その後内容に変更があった場合は、町会内で管理する名簿を修正していただければ結構です。

⑦ 通常の運営も変わるのでしょうか？

団体の構成員は、個人としてとらえられることになるので、個人が各々一個の表決権を持つことになります。しかし、従来の町会においては、世帯単位で表決を行ってきたこともあり、予算・決算・事業計画・事業報告等の通常事項については規約に規定を設けたうえで、世帯単位で表決を行うことは可能です。